

令和6年第2回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和6年6月7日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
2番 渡 邊 俊 典	7番 新井田 順 一	10番 伊 藤 純
3番 磯 目 泰 彦	8番 田 崎 信 二	11番 齋 藤 正 志
5番 松 村 亮		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

副 町 長 矢 部 良 一	みらい創生課長 鈴 木 秀 文
総 務 課 長 菊 地 淳 一	保 育 所 長 橋 本 千 恵
出 納 室 長 天 野 一 保	教 育 長 神 田 順 一
町 民 課 長 矢 部 剛	教 育 課 長 新井田 理 恵
地 域 振 興 課 長 杉 原 満	公 民 館 長 田 崎 治
建 設 課 長 横 井 伸 也	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 田 崎 真一郎 主 査 鈴 木 勝 久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 1 号	総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
日程第 2	議案第 3 7 号	柳津町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 3	議案第 3 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 4	議案第 3 9 号	令和6年度柳津町一般会計補正予算
日程第 5	議案第 4 0 号	令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 6	議案第 4 1 号	令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

- 日程第 7 議案第 4 2 号 令和 6 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 4 3 号 令和 6 年度柳津町簡易水道事業会計補正予算
- 日程第 9 議案第 4 4 号 令和 6 年度柳津町下水道事業会計補正予算
- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 1 報告第 1 号 令和 5 年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 2 議員の派遣について
- 追加日程第 1 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 2 議員提出議案第 2 号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める  
意見書」の提出について
- 追加日程第 3 議員提出議案第 3 号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める  
意見書」の提出について
- 追加日程第 4 議員提出議案第 4 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被  
災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出  
について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

欠席届の報告をいたします。

町長、小林 功君が体調不良のため欠席となりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、磯目泰彦君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

それでは、報告第1号であります。

総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

令和6年第2回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第3号、陳情第4号、陳情第6号について、令和6年6月6日に教育長、教育課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

陳情第3号 「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情」は、陳情の趣旨を十分尊重し、採択の上、議長名をもって関係機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

陳情第4号 「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情」は、陳情の趣旨を十分尊重し、採択の上、議長名をもって関係機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

陳情第6号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学

支援を求める意見書の提出を求める陳情について」は、陳情の趣旨を十分尊重し、採択の上、議長名をもって関係機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上報告いたします。

令和6年6月7日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長 磯目泰彦

柳津町議会議長 齋藤正志様

以上でございます。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員長の採択報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第2、議案第37号「柳津町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（登壇）

議案第37号「柳津町過疎地域持続的発展計画の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町過疎地域持続的発展計画の内容変更に伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、みらい創生課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長（登壇）

おはようございます。

それでは、私から議案第37号柳津町過疎地域持続的発展計画の変更について補足してご説明申し上げます。

過疎地域持続的発展市町村計画の変更につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び事務処理要領に基づき、事業の項目の追加や大幅な事業量の増減に伴い、計画全体に及ぼす影響が大きい変更である場合については、あらかじめ知事との協議を行った後、議会の議決をいただくことになっております。

今回の変更につきましては、令和6年度当初予算の中の中山間地域総合整備事業、橋梁補修工事、トンネル維持補修工事、清柳苑のビジターセンター改修工事に係る出入り口設置工事等の実施につきまして、財源として過疎債を充当するため、令和3年度から令和7年度までの過疎地域持続的発展計画市町村計画の本文中にこれらの事業が未掲載となっていることから、事業の追加についてお諮りするものであります。

なお、福島県知事との協議につきましては、令和6年5月31日付で協議が整い、今回の提案となったものでございます。

それでは、変更内容についてご説明を申し上げます。

まず、議案書の2ページをお開きください。

議案書の2ページ及び3ページ、4ページにつきましては、計画書の区分1、基本的な事項のデータにつきまして、令和元年度のデータを記載していたものを直近の令和2年度に更新したものであります。

また、4ページの区分2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成につきましては、文言の修正となっております。

次に、5ページをお開きください。

区分3、産業の振興の事業計画の表中、（1）基盤整備につきましては、事業名の変更及び事業内容の数値等を修正しております。また、（9）観光又はレクリエーションにビジターセンター改修工事に係る出入り口設置工事としまして清柳苑管理事業を追加しております。

次に、6ページでございますが、区分4、交通施設の整備、交通手段の確保の推進の事業計画の表中、道路ストック総点検事業の事業内容に橋梁補修工事、トンネル維持補修工事を追加しております。

次に、7ページをお開きください。

区分5、生活環境の整備の事業計画の表中に事業項目としまして(4)火葬場を追加し、事業名に会津西部斎苑連絡協議会負担金事業を追加し、さらに、事業項目としまして(6)公営住宅を追加し、事業名に公営住宅整備事業を追加しております。

続きまして、8ページでございますが、まず、区分7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び促進の事業計画の表中の事業名について、文言を修正しております。

続きまして、区分8、教育の振興の事業計画の表中、(1)学校教育関連施設に校舎を追加し、事業名に柳津小学校施設改修事業、西山小学校施設改修事業、会津柳津学園中学校施設改修事業をそれぞれ追加しております。さらに、給食施設を追加し、事業名に学校給食センター施設整備事業を追加しております。

続きまして、9ページをお開きください。

区分12、再生可能エネルギーの利用の推進及び13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項につきましては、文言の修正となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第37号「柳津町過疎地域持続的発展計画の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第38号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題

といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（登壇）

議案第38号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、辺地に係る総合整備計画の内容変更に伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、みらい創生課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長（登壇）

それでは、私より議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について補足してご説明申し上げます。

本案は、令和3年度から令和7年度までの5か年の辺地に係る総合整備計画の一部を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、事前に必要となります福島県知事との協議につきましては、令和6年5月20日付で協議が整っております。

11ページをお開きください。

今回、変更いたします計画につきましては、西山東部の辺地計画となります。

続きまして、12ページをお開きください。

12ページにつきましては、計画変更後の令和3年度から令和7年度までの5か年の事業の一覧であります。

次に、13ページでございますが、令和6年度公共的施設の総合整備計画変更対比表でございます。本表中、区分、町道五畳敷大成沢線改修事業について、事業費500万円を600万円に変更し、新たに区分に町道久保田三百刈線改修事業、事業内容としまして進入路改修、延長50メートル、幅員2.5（3.5）メートル、事業費としまして500万円を追加し、それぞれ変更した事業の変更理由を追加記載するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第38号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第4、議案第39号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」

日程第5、議案第40号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第6、議案第41号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第7、議案第42号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第8、議案第43号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」

日程第9、議案第44号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」

については、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（登壇）

議案第39号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動に伴う人件費の補正及び臨時特別給付金、定額減税事業費に係る補正並びに四ツ谷地内の災害復旧事業に係る補正等、所要の歳入歳出予算の補正であります。

次に、特別会計であります。

議案第40号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定で人事異動に伴う人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。また、施設勘定で人事異動に伴う人件費の補正及び診療所医師の交代に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第41号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、標準報酬月額の変更に伴う共済費の補正による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第42号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、企業会計であります。

議案第43号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、標準報酬月額の変更に伴う共済費の補正による歳入歳出予算の補正であります。

議案第44号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費の補正及び柳津浄化センターの汚泥脱水機ユニットの交換工事に係る歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第39号から第44号まで補足してご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第39号令和6年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ1億1,855万1,000円を追加し、それぞれ42億5,855万1,000円とするものでございます。

第2表では地方債の補正をお願いするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

起債の目的としまして、一般単独災害復旧事業（災害復旧事業債）でございます。こちらにつきましては、四ツ谷地内の土砂災害の災害復旧工事に係る起債の借入れ分になります。補正前が2,500万円、補正後が1億1,290万円、8,790万円の増ということでございます。

8 ページをお願いいたします。

歳入になります。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金で403万6,000円の増でございます。こちらにつきましては地方創生臨時交付金ということで、住民税の均等割のみ課税世帯に係る臨時特別給付金、それから、子供加算分、定額減税分のほうが歳出のほうで補正が出てきますので、その分の増額分となります。

次に、教育費国庫補助金で8万2,000円の増でございます。こちらにつきましては、特別支援教育就学奨励費補助金の増ということでございます。

次に、県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金で774万2,000円の増でございます。まず、農業費補助金では1,000円の増ということで、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金ということで存目となっております。次に、林業費補助金で774万1,000円の増でございます。まず、ふくしま森林再生事業補助金につきましては、県のほうから追加の内示があったということで増額をお願いするものです。次に、福島県ICTスマート捕獲推進事業補助金でございますが、歳出のほうに出てきますけれども、林業振興費のほうで鳥獣被害対策でICT機器のほうを購入する補助ということでございます。

次に、商工費県補助金、20万9,000円の減でございます。こちらにつきましては、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金のほうが交付決定ということで減額となるも

のでございます。

次に、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で1,900万円の増でございます。こちらにつきましては、今回、歳入と歳出のバランスを見たときにどうしても財源が不足するというので、財政調整基金のほうを取り崩すものでございます。

次に、町債、町債、災害復旧債で8,790万円の増でございますが、こちらにつきましては、四ツ谷地内の土砂災害に係る起債の借入れ分でございます。

次のページをお願いいたします。

9ページであります。歳出、議会費、議会費、議会費、43万1,000円の増でございますが、給料、職員手当ということで人事異動に伴う補正となっております。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費で110万4,000円の減でございますが、こちらにつきましても人事異動に伴う補正でございます。

企画費、200万8,000円の増でございます。給料、職員手当については、人事異動に伴う分でございます。需用費、62万4,000円の増であります。修繕費ということで、琵琶首地内の光ケーブルの移転工事に伴う修繕ということでございます。次のページに行きまして、負担金、補助及び交付金、24万円の増でございますが、住宅用新エネルギーシステム設置費補助金ということで、要望があったということで増額の補正をお願いするものです。

次に、諸費、15万円の増でございますが、防犯灯設置事業補助金ということで、地区のほうから新たに要望があったものでございます。

次に、町民バス管理費で61万2,000円の増でございますが、運転業務委託料ということで、町民バスでございますが、四ツ谷地内の土砂災害によりまして高森線のほうの代替運行に係る業務委託料の増ということでございます。

次に、総務費、徴税費、徴税総務費、365万9,000円の減でございます。給料、職員手当については、人事異動に伴う分でございます。それから、職員手当の超過勤務手当、役務費、委託料の分につきましては、定額減税分に係る所要見込額ということでそれぞれ増となっております。負担金、補助及び交付金、7万6,000円の増でございますが、地方税電子化協議会分担金ということで、令和5年度の実績によりまして増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で89万1,000円の減でございますが、人事異動に伴う分でございます。

次の総務費、選挙費、選挙管理委員会費、147万1,000円の減につきましても、同様に人事

異動に伴う分でございます。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で682万円の増でございます。給料、職員手当については、人事異動に伴う分でございます。次のページの委託料と負担金、補助及び交付金につきましては、均等割のみ課税世帯臨時特別給付金と非課税世帯等臨時特別給付金に係る経費でありまして、当初では国からの通知を基に予算計上しておりましたが、正式に見積りと対象者の確認をしたところ、不足が生じたということで補正をお願いするものでございます。繰出金で81万6,000円の減につきましては、国保事業特会への繰出金となっております。

次に、老人福祉費、114万6,000円の減でございますが、こちらにつきましては後期高齢者医療特会、介護保険特会への繰出金ということであります。

国民年金費、4万5,000円の減につきましては、人事異動に伴うものでございます。

次に、民生費、児童福祉費、柳津保育所運営費、443万4,000円の増でございます。報酬につきましては会計年度任用職員の報酬ということで、近年、アレルギーの子供が多いことと、また、今回、会計年度で採用した職員の現場経験が浅いということで、会計年度任用職員の報酬の増額をお願いするものでございます。給料、職員手当につきましては、職員と会計年度任用職員の異動に伴う補正となっております。

次のページに行きまして、西山保育所運営費、316万5,000円の減でございますが、こちらにつきましては、会計年度任用職員の人件費を柳津保育所運営費から西山保育所運営費のほうへ振り替えた分となっております。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で429万4,000円の減でございますが、給料、職員手当につきましては人事異動分でございます。繰出金で94万3,000円の増につきましては、国保施設勘定への繰出金となっております。

次に、環境衛生費、15万円の増でございますが、こちらは簡易水道未普及地区水道施設改修費補助金ということで、軽井沢地区のほうから新たに要望があったということで増額の補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費で14万2,000円の増でございます。給料、職員手当については、人事異動に伴う分でございます。負担金、補助及び交付金ということで1,000円でございますが、存目でございますが、歳入のほうで申し上げた県補助金のものがございます。

次に、中山間地域等直接支払事業費、17万1,000円の増でございますが、人事異動に伴う増となっております。

次に、農林水産業費、林業費、林業振興費、1,065万2,000円の増でございます。職員手当等については、職員の扶養の変更による増でございます。委託料、1,006万4,000円の増でございますが、ふくしま森林再生事業の業務委託料の増ということで、追加で内示があったものでございます。備品購入費、49万4,000円の増でございますが、こちらのほうが鳥獣被害対策ということでICT機器の購入費用となっております。なお、10分の10の補助ということでございます。

次に、商工費、商工費、商工振興費で93万3,000円の増であります。給料と職員手当ということで人事異動に伴う分でございます。

次に、観光費、151万5,000円の減でございます。給料、職員手当については、人事異動に伴う分でございます。委託料、57万円の増でございますが、こちらにつきましては、観光協会が課税事業者になったということで、まちなか休憩施設管理委託料と観光案内業務委託料の消費税分の増額をお願いするものでございます。工事請負費で50万円の増でございますが、清流苑の隣にビジターセンターを県のほうで施工しておりますが、その2階部分であります。転落防止柵の設置をということで県のほうから指導があったということでございます。

次に、土木費、道路橋梁費、道路維持費で310万円の増でございますが、こちらにつきましては修繕費ということで、消雪井戸の修繕等になっております。

次に、道路新設改良費で362万円の減でございますが、人事異動に伴う分でございます。

次の16ページに行きまして、河川総務費で260万円の増でございますが、こちらも修繕費ということで下藤川と大柳川のほうの護岸の補修工事費用ということになります。

次に、土木費、住宅費、公営住宅管理費で73万1,000円の増でございますが、人事異動に伴う分でございます。

次の教育費、教育総務費、事務局費、74万7,000円の減につきましても、人事異動に伴う分でございます。

次のページをお願いいたします。

教育費、小学校費、柳津小学校管理費で127万5,000円の増でございますが、柳津小学校のほうで漏水が発見されたということで、その修繕費用、また、その調査委託料ということであります。

西山小学校管理費、35万円の増でございますが、修繕費の所要増となっております。

次に、教育費、中学校費、会津柳津学園中学校教育振興費で19万6,000円の増でございますが、扶助費ということで特別支援学級就学奨励費の所要増ということであります。

次に、教育費、社会教育費、社会教育総務費で261万2,000円の増であります。人事異動に伴う分でございます。

次に、美術館管理費で66万8,000円の減でございますが、こちらも人事異動に伴う分でございます。

次のページの美術館事業費で63万1,000円の増であります。業務委託料ということで、現在借りている作品の返却、それから、寄贈、寄託に係る輸送にかかる委託料の増ということでございます。

次に、災害復旧費、町単独災害復旧費、農地等災害復旧費で100万円の増につきましては、修繕費ということで所要増となっております。

土木施設災害復旧費で8,795万円の増でございます。需用費につきましては940万円ということで、四ツ谷地内の災害土砂撤去、仮設道路の復旧等に係る経費となっております。委託料から工事請負費につきましては、今回新たに四ツ谷地内のほうで発生しました土砂災害に係る分でございます。

次に、諸支出金、公営企業費、公営企業会計補助金ということで786万2,000円の増であります。こちらにつきましては、簡易水道事業会計、また、下水道事業会計への補助金ということであります。

19ページに行きまして、予備費で26万4,000円を減額して調整しております。

27ページをお願いいたします。

議案第40号令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算でございます。

第1条であります。事業勘定では歳入歳出それぞれ81万6,000円を減額し、それぞれ4億7,568万4,000円とするものであります。次に、施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ94万3,000円を追加し、それぞれ6,094万3,000円とするものでございます。

32ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金ということで81万6,000円の減であります。人件費等繰入金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で81万6,000円の減ということで、いずれも人事異動に伴う分でございます。

42ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で94万3,000円の増でございますが、一般会計からの繰入金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で94万3,000円の増でございます。給料から共済費につきましては、人事異動に伴う分でございます。旅費から備品購入費までにつきましては、新たな医師に係る赴任旅費、それから、清掃、クリーニング代、医師住宅の備品購入代等でございます。

48ページをお願いいたします。

議案第41号令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、それぞれ6,038万6,000円とするものでございます。

53ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金ということで8万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で8万6,000円の増でございますが、職員の標準報酬月額額の改定による増となっております。

57ページをお願いいたします。

議案第42号令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ123万2,000円を減額し、それぞれ5億8,666万8,000円とするものでございます。

62ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で123万2,000円の減ということでございます。

次のページをお願いします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で123万2,000円の減でございますが、人事異動によるものでございます。

69ページをお願いいたします。

議案第43号令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算でございます。

第2条では、令和6年度簡易水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するということとあります。

収入でございますが、第1款簡易水道事業収益で、補正予定額としまして12万1,000円で2億7,805万2,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款簡易水道事業費用、12万1,000円の補正ということで、2億7,825万円とするものでございます。

第3条では、議会の決議を経なければ流用することのできない経費の補正ということで、給与に関する経費、12万1,000円となっております。

第4条であります。予算第9条の追加をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

第9条では、他会計からこの会計へ補助を受ける金額は3,269万円とするものでございます。

75ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入でございます。

簡易水道事業収益、営業外収益、他会計補助金で12万1,000円の増であります。一般会計からの補助金でございます。

次に、支出であります。簡易水道事業費用、営業費用、総係費で11万8,000円、それから、3項の特別損失、その他特別損失、3,000円の増ということで、こちらは職員の標準報酬月額改定に伴う増となっております。

次のページをお願いいたします。

議案第44号令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算であります。

第2条では、令和6年度下水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次

のとおり補正するものでございます。

まず、収入でございますが、第1款下水道事業収益で774万1,000円の増、合計で2億8,577万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用で774万1,000円の増で、計で2億8,807万7,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収入及び支出予算の補正でございます。

収入であります、第1款資本的収入で2,928万2,000円の増で、7,615万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出になります。

第1款資本的支出で2,928万2,000円の増、計で1億408万8,000円とするものでございます。

第4条では企業債の追加ということで、下水道事業債としまして2,920万円とするものでございます。

第6条では、予算第9条の追加をお願いするものであります。

第9条、他会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億734万5,000円とするものでございます。

88ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出ということで、まず収入でございますが、下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金で774万1,000円の増であります、一般会計からの補助金でございます。

次に、支出であります、下水道事業費用、営業費用、総係費で723万4,000円の増と次のページの特別損失、その他特別損失、50万7,000円、合わせまして人事異動に伴う人件費の増となっております。

89ページの資本的収入及び支出ということで、まず収入でございますが、資本的収入、企業債、建設改良費等企業債、2,920万円とその下の資本的収入、他会計補助金、他会計補助金、8万2,000円につきましては、次の支出に係る分の起債の借入れ分と一般会計からの補助金ということでございます。

90ページでございますが、支出になりまして、資本的支出、建設改良費、処分場建設改良費で2,928万2,000円の増でございます。こちらにつきましては、柳津浄化センター汚泥脱水機ユニット換装工事に要する経費となっております。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

ちょっと聞きたいことあるんですけども、農林水産費の林業振興費、備品購入費のICT機器購入費というのは、どういうものを買う予定なんですか。

それから、商工費の中の観光費、ビジターセンターの改修工事、転落防止ということなんですけれども、50万円程度なんで図面と言いませんけれども、どのようなものを考えているのか。今すぐじゃなくても、これからでしょうけれども、議会のほうに提示していただきたい。というのは、駅前のジオラマみたいな、ああいうものを作られてもみっともないものですから、議会のほうでも検討させてもらうような方向をお願いしたいと思いますけれども。

取りあえず、ICTというのはどういうのを買うのか、お願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、ご質問にお答えいたします。

14ページ、ICT機器ということで、こちらにつきましては、「ほかパト」と言いまして、熊とかイノシシのわなを設置した際に、そこに子機というものを設置するんですけども、本来、わなにかかったりしますと、本来は設置者が毎日かかっているかどうかを見張っている、管理しなければならないことになっているんですが、こちらにつきましては、機器を設置することによりまして、メールでそのわなの状況が、異状があるというか、かかっているような状況、わなが落ちている、かかっているというような状況でメールでのお知らせがありまして、それでわなの確認という作業が、毎日確認しなくても済むような内容になっておりまして、10分の10の補助ということになってございます。今まで町のほうでも9台持ってるんですが、今後、増設していきたいということで、作業の軽減、そういったものを図っていききたいというような内容になってございます。

あと、15ページの施設改修工事の部分につきましては、2階の転落防止ということで、現在、柵ということで造られているんですけども、その柵の周りのほうに転落防止柵ということで、縦枠の中の1メートル20くらいの枠のほうを設置していきたいというふうに考えて

ございます。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

それでは、ICTのやつでメールが来ると。これは役場の担当者だけに来るのか。その辺の猟友会とか、その地域の者にメールが行くようになってくるのか。それから、今言った転落防止、枠はいいんですけども、木で作るのか、金物で作るのか。どのような感じになるか、正式でなくてもこんな感じとか、既製品、使うのであればこんなものとかっていうのを見せていただきたいということで、これは今すぐでは無理なんでいいですけども、メールに対してはどのような、誰に行くようになってるのか、お願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

ほかパトのメールの件に関しましては、当然、役場の鳥獣担当のほうにも行きますけれども、猟友会等の設置者のほうにも当然メールのほうは行かまして、そういった毎日監視するという軽減のほうを図っていくということでございます。

15ページのビジターセンターの部分につきましては、一応、杉材、杉のほうを活用いたしまして、そちらのほうで周りのほうに1メートル20センチくらいの転落防止柵ということで作成のほうを考えてございます。

以上です。

○議長

ほかありませんか。

3番、磯目泰彦君。

○3番

私も、確認というか、そういった部分でお聞きをしたいと思います。

15ページの6款商工費1項商工費2目観光費12節委託料、観光案内業務委託料、55万1,000円について確認をしたいと思います。昨日、同僚議員よりこれに関しては質問があって執行部より説明はいただいたところではありますが、そこで再度お聞きをしたいと思います。

当然、ご承知とは思いますが、国や地方公共団体が民間へこうした委託事業ということを出す場合には、消費税が当然かかります。これは当然、皆さん知っていることだと思います。それが契約書にどのように記載されていても、課税の事実には変わらないというふうになっております。消費税の性質上、預り金という名目等ではなくて、実情は、その商品や役務の一部となっている面もあるというふうには考えられているわけでありまして。さらに、委託先が課税事業者、そして、免税業者の別について、その委託料の課税については、これは関係しないというふうに見解であります。ゆえに、先日の説明内容では、委託先が課税事業者になったからというような説明では、あたかも消費税が新たに発生したかのように受け止められるようでありまして。この点につきまして、町の見解を改めて伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまの質問でございますが、課税事業者ということで、4月1日からだったという部分でございますが、当然、消費税という部分で法律の中で決められている部分でございますので、その点に関しましては、やはり町が観光案内ということで役務の部分、ロールの部分について消費税がかかってくるということであれば、消費税のほうは支払っていくというのは必要になってくるものだと認識しておりますので、その辺については、課税事業者というところの今回、4月1日からの部分になりますので、今回の補正ということになっておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

その点については、先般説明をいただいたんですけれども、大前提として、税は常に課税されているんだということが大前提になるわけです。そうすると、今回、課税事業者になって課税分をお支払いしなければいけないんだというような説明であれば、逆な考えも今後、出てくるのかなというふうに思います。というのは、逆に、この課税事業者が例えば免税事業者になった場合、この場合に委託料の対応について町のを伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ご質問にお答えいたします。

課税事業者であれば課税ということで消費税を払う。その課税事業者が非課税、免税事業者になるということであれば、そこの部分については消費税のほうは発生してこないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

税は「発生しない」ではないんですよ。税は常に発生してるんですよ。ですから、今回、これで55万円増額するのであれば、この次に免税事業者になった場合に、例えば1,000万円の委託料を払った場合には、1,000万円に対する消費税分を減額するんですかって私はお聞きしたんです。最後、お聞きしてください。

○議長

後からにしますか。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えします。

後ほどお答えさせていただきます。すいません。よろしくお願いいたします。

○議長

ということで、よろしくお願いいたします。

○3番

はい。終わります。

○議長

ほかありますか。

9番、荒明正一君。

○9番

18ページの委託料と工事請負費で両方とで上がっているわけですが、これは委託料と工事費と、これ同じ中で処理されるものなんですか。四ツ谷の分と高森の分でのりますね、新し

く。それ、それと一緒にしているものなのか。そうでなく、単独で、これはこっちでなくてこうなつたんだと、その説明をお願いしたい。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

土木施設災害復旧費の中の今、委託料と工事請負費という形で出されたと思います。あと、測量の委託、地質の委託、工事というのは、いずれも関連しておりまして、新たに発生した災害箇所、四ツ谷沢中地内の場所に補正をいただきたいというものでございます。

以上です。（「業者は一緒かって。業者は、1つの会社でやんのかって聞いている」の声あり）

○議長

再質問しますか、荒明議員。分かりましたか。

○9番

はい。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

ないようなので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第39号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第40号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第41号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第42号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第43号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第44号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第10、議案第45号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。（午前10時53分）

○議長

議事を再開いたします。（午前10時54分）

◇ ◇ ◇

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（登壇）

議案第45号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由を説明いたします。

本案は、天野 高氏が令和6年6月30日をもって任期満了となることにより提案するものであります。

ただいまお手元にお配りいたしました、

住所、福島県河沼郡柳津町大字牧沢字居平666番地、氏名、天野 高、生年月日、昭和32年12月10日生まれの選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

お諮りいたします。

議案第45号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第11、報告第1号「令和5年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

副町長。

○副町長（登壇）

報告第1号「令和5年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」報告いたします。

本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第1号令和5年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして補足してご説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

令和5年度柳津町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

合計の欄でございますが、3月議会定例会で繰越明許費としまして議決をいただいた4件、1億6,460万4,000円でございますが、翌年度繰越額につきましては、11万5,000円少ない1億6,448万9,000円となっております。これにつきましては、ページの一番下段の10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費で四ツ谷地内の土砂災害に係る分でございますが、1億4,352万円から1億4,340万5,000円とマイナス11万5,000円となっておりますが、令和5年度に工事請負費のほうで予定より11万5,000円多く支出があったものでございます。

17ページをお願いいたします。

令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

合計の欄でございますが、3月議会定例会で繰越明許費として議決をいただいた2件、1億3,369万2,000円でございますが、翌年度繰越額についても同額となっております。

以上であります。説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第46号「工事請負契約の締結について」、追加日程第2、議員提出議案第2号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出について」、追加日程第3、議員提出議案第3号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出について」、追加日程第4、議員提出議案第4号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」を追加し、議題としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第1、議案第46号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（登壇）

議案第46号「工事請負契約の締結について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳ヶ丘団地1号棟外壁改修工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第46号につきまして補足説明をさせていただきます。

本工事は、昭和62年設置で30年余り経過する柳ヶ丘団地1号棟で経年劣化が進んでいます。このことから柳津町町営住宅長寿命化計画に基づいて、安全で安心して暮らせる町営住宅の改修工事を行うものでございます。

工事請負契約の締結について。

柳ヶ丘団地1号棟外壁改修工事につきましては、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

1、契約の対象 柳ヶ丘団地1号棟外壁改修工事

2、契約金額 9,240万円

3、契約の相手方 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下177番地

滝谷建設工業株式会社 代表取締役 田中智仁

4、契約の方法 指名競争入札

以上でございます。

よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

お聞きしますけれども、9,200万円という金額ですね。設計はどこでやられたんでしょう。その設計した業者とそれからその金額。それから、私の昨日おとといの質問で改修工事、国県の補助金があるんだと町長、おっしゃってましたから、どのくらいの補助金があるのか。この2つをお願いします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

まず、補助金の率なんですけれども、社総金と申しまして国の補助になりますけれども、社会資本整備総合交付金となりますが、請負費に対する回答になりますけれども、約40%ということで補助金をいただくことができます。

その設計業者等については、こちらご回答を求められておりますが、ここで話し……  
（「構わないべ。やってるわけだから」の声あり）

分かりました。設計の業者ということでお答えをいたします。平木設計事務所と記憶しております。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

それ、間違いないですか。というのは、今までの町の設計入札でやった5者には連絡来てないっていう、私のほうに情報、入ってんですけれども。それ、間違いないですか。

○議長

建設課長。

○建設課長

記憶が確かなものか、今、確認をさせます。

以上です。

○議長

では、後ほど。

ほかありませんか。

3番、磯目泰彦君。

○3番

私も関連なんですけど、お聞きをしたいと思います。

今回、当初予算で1億1,000万円ということで上がっていたわけですが、今回、9,240万円ということで、これに付帯して管理業務委託料というのが796万円補正がかかっているというふうに説明を以前受けたような記憶をしております。これにつきまして財源についてお聞きをしたいと思いますので、この建物についての管理業務委託料だというふうに説明を受けておりますので、その財源についてだけお聞きをしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

一般財源です。

以上です。（「了解しました」「分かるまでは」の声あり）

○議長

建設課長、これ、大体分かりますか、今の質問に対して。渡邊議員の。

○建設課長

ええ。

○議長

答えられるの、今。今、答えられるの。

もうちょっと待つ。

◇

◇

◇

○議長

時間、あれだったら、ここで1回、暫時休議いたします。

再開をじゃあ、20分にしますか。（午前11時06分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時20分）



○議長

それでは、建設課長、答弁を求めます。

○建設課長

では、お答えをいたします。

先ほど設計業務の委託先ということでおたただしいただきましたけれども、株式会社平木建築設計事務所になります。

なお、その際の入札に参加いただいた業者になりますが、地元業者、設計業者ですね、はじめ全部で5者になります。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

本当ですか。私、確認したんですけど、ほか来てないですよ。平木さん、やったのは別ですけども。これはあったにしても、ほかの4者は、指名は、入札はかけてないということなんです。本当にいいんですか、それで。間違いなく、何月何日にやったんですか。教えてください。

○議長

建設課長。

○建設課長

執行日をお伝えいたします。令和4年5月26日です。

以上です。

○議長

じゃあ、これが最後ね。

2番、渡邊俊典君。

○2番

信じらんないですね。それがなかったっていう。で、ほかの、あなたは言うけども、ほかの4者は来てないっていう。

よくあるのが、これ、たしか平木さんの設計だと思うんですよ、設計が。本来は、ああいふ建物は役場でちゃんと図面を保管しなきゃいけないんです。そうしますとね、図面を保管

することによって、新たに今度どっかやるにしても、測ることない。図面がある、竣工図もあるわけですから。それで、後は設計、そういう人たちに図面を基に外壁がどれだけ傷んでっか、どういう工事をやるべきか。各社によって考え方、違うと思うんですよ。でも、それが入札でしょう。多分に私は、申し訳ないですけども、平木さんが図面持つてるからってことじゃないかなと勝手に思いますけども。これちょっと、間違いなくやったのか、確認したいと思いますけど、これで終わりですけども。ですから、あんまりそういう、ごまかして言い方は申し訳ないけど、困ります。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

質問がどういうことかというところで詳しく分からない部分もあるんですが、入札については執行日、先ほど申し上げております。そして、札につきましては、5件、入札の札を確認しました。

また、こちらについては、入札の結果、総務財政のほうを通じまして閲覧という形で出ておりますので、なお確認いただければと思います。

以上です。

○議長

ほかありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第46号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第2、議員提出議案第2号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出について」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありましたので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第3、議員提出議案第3号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第3号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出について」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありましたので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第4、議員提出議案第4号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出については、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありましたので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和6年第2回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでございました。(午前11時25分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 齋藤正志

同 議員 松村 亮

同 議員 岩 渕 清 幸

同 議員 新井田 順 一